



愛媛県報

令和7年10月17日金曜日 第654号外1

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
条 例

- 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（市町振興課） …… 1
- 愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例……………（港湾海岸課） …… 4

条 例

○愛媛県条例第38号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～5 省略		1～5 省略	
6 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 省略	保健所を設置する市	6 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 省略 (11) <u>政令第9条の規定により知事を経由する法第2条第1項の規定に基づく養成施設の指定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u> (12) <u>政令第12条第2項において準用する政令第9条の規定により知事を経由する政令第12条第1項の規定に基づく法第2条第1項に規定する養成施設（以下この項において「指定養成施設」という。）の変更の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u> (13) <u>政令第13条の規定により知事を経由する同条の規定に基づく指定養成施設の前年度卒業者員数及び学生又は生徒の現在員数の届出の受付並びに当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (14) <u>政令第14条の規定により知事を経由する同条の規定に基づく指定養成施設の名称等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (15) <u>政令第15条の規定により知事を経由する同条の規定に基づく指定養成施設の廃止等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u>	保健所を設置する市

7～26の4 省略		7～26の4 省略	
26の5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。）<u>第20条第1項</u>の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務 (2) <u>政令第20条第1項</u>の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査に関する事務 (3) <u>政令第20条第1項</u>の規定に基づく法第173条第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務 (4) <u>政令第20条第2項</u>の規定に基づく報告に関する事務	各町	26の5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。）<u>第19条第1項</u>の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務 (2) <u>政令第19条第1項</u>の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査に関する事務 (3) <u>政令第19条第1項</u>の規定に基づく法第173条第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務 (4) <u>政令第19条第2項</u>の規定に基づく報告に関する事務	各町
27～42 省略		27～42 省略	
43 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号。以下この項において「政令」という。）<u>第9条第1項</u>の規定に基づく法第45条第1項に規定する電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。）を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務 (2) <u>政令第9条第1項</u>の規定に基づく法第46条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査等に関する事務 (3) <u>政令第9条第1項</u>の規定に基づく法第46条の2第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務 (4) <u>政令第9条第2項</u>の規定に基づく報告に関する事務	各町	43 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号。以下この項において「政令」という。）<u>第5条第1項</u>の規定に基づく法第45条第1項に規定する電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。）を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務 (2) <u>政令第5条第1項</u>の規定に基づく法第46条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査等に関する事務 (3) <u>政令第5条第1項</u>の規定に基づく法第46条の2第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務 (4) <u>政令第5条第2項</u>の規定に基づく報告に関する事務	各町
44～48 省略		44～48 省略	
48の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものを除く。） (1)～(56) 省略 (57) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下この項において「政令」という。）<u>第16条第1項</u>の規定に基づく法第16条の2第2項に規定する供給設備に係る技術上の基準への適合命令に関する事務 (58) <u>政令第16条第2項</u>の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者の販売	松山市及び新居浜市	48の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものを除く。） (1)～(56) 省略 (57) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下この項において「政令」という。）<u>第13条第1項</u>の規定に基づく法第16条の2第2項に規定する供給設備に係る技術上の基準への適合命令に関する事務 (58) <u>政令第13条第2項</u>の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者の販売	松山市及び新居浜市

所に係る報告の徴収に関する事務 (59) 政令第16条第3項の規定に基づく法第83条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者に対する立入検査等に関する事務 (60) 政令第16条第4項の規定に基づく法第82条第1項に規定する保安機関の事務所等に係る報告の徴収に関する事務 (61) 政令第16条第4項の規定に基づく法第83条第2項に規定する保安機関に対する立入検査及び質問に関する事務 (62) 政令第16条第5項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス設備士に係る報告の徴収に関する事務 (63) 政令第16条第6項の規定に基づく法第82条第1項に規定する特定液化石油ガス設備工事業者に係る報告の徴収に関する事務 (64) 政令第16条第8項の規定に基づく報告に関する事務			所に係る報告の徴収に関する事務 (59) 政令第13条第3項の規定に基づく法第83条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者に対する立入検査等に関する事務 (60) 政令第13条第4項の規定に基づく法第82条第1項に規定する保安機関の事務所等に係る報告の徴収に関する事務 (61) 政令第13条第4項の規定に基づく法第83条第2項に規定する保安機関に対する立入検査及び質問に関する事務 (62) 政令第13条第5項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス設備士に係る報告の徴収に関する事務 (63) 政令第13条第6項の規定に基づく法第82条第1項に規定する特定液化石油ガス設備工事業者に係る報告の徴収に関する事務 (64) 政令第13条第8項の規定に基づく報告に関する事務		
49 省略			49 省略		
49の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）第16条第7項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第16条第7項の規定に基づく法第83条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査等に関する事務 (3) 政令第16条第7項の規定に基づく法第83条の2第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務 (4) 政令第16条第8項の規定に基づく報告に関する事務	各町		49の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）第13条第7項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第13条第7項の規定に基づく法第83条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査等に関する事務 (3) 政令第13条第7項の規定に基づく法第83条の2第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務 (4) 政令第13条第8項の規定に基づく報告に関する事務	各町	
50～55の2 省略			50～55の2 省略		
56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）第16条第1項の規定に基づく法第40条第1項に規定する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第16条第1項の規定に基づく法第41条第1項に規定する立入検査に関する事務 (3) 政令第16条第1項の規定に基づく法第42条第1項に規定する特定製品又は特定保守製品の提出命令に関する事務 (4) 政令第16条第2項の規定に基づく報告に関する事務	各町		56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）第14条第1項の規定に基づく法第40条第1項に規定する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第14条第1項の規定に基づく法第41条第1項に規定する立入検査に関する事務 (3) 政令第14条第1項の規定に基づく法第42条第1項に規定する特定製品又は特定保守製品の提出命令に関する事務 (4) 政令第14条第2項の規定に基づく報告に関する事務	各町	

56の 2 ～62 省略

56の 2 ～62 省略

附 則

この条例は、令和 7 年12月25日から施行する。ただし、別表 6 の項の改正規定は、同年11月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 7 年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第5（第10条関係）					別表第5（第10条関係）							
1 係留施設使用料					1 係留施設使用料							
種別	区 分		単 位	金 額		種別	区 分		単 位	金 額		
				重要港湾	地方港湾					重要港湾	地方港湾	
省略						省略						
係船料	省略					係船料	省略					
	不定期船（プレジャーボートを除く。）		省略				不定期船_____		省略			
	プレジャーボート	来訪船舶係留施設以外の施設	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	1.1円	1.1円							
		来訪船舶	艇長24メートル未満の船舶	艇長1メートル24時間までごとにつき	320円				320円			
		係留施設	艇長24メートル以上の船舶	艇長1メートル24時間までごとにつき	800円				800円			
省略												
2 省略					2 省略							
注 1 省略					注 1 省略							
2 この表において「来訪船舶係留施設」とは、主としてプレジャーボートを一時的に係留させる目的で設置された施設をいう。					2 省略							
3 省略					3 1トン未満、1平方メートル未満又は1日未満の端数があるときは、それぞれ1トン、1平方メートル又は1日とする。							
4 重量、総トン数、艇長、使用面積又は使用期間においてこの表に定める単位（使用期間にあつては、日をもつて定めたものに限る。）に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。					4 省略							
5 省略					5 省略							
6 省略					6 省略							
7 省略					7 省略							
8 省略					8 省略							
9 省略					9 省略							

10 省略9 省略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県港湾管理条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。